

法改正 情報	2025年度版 よくわかる社労士 合格するための 過去10年本試験問題集 1 労基・安衛・労災
-------------------	--

11382

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	319	10答2 プラスα 表中	81,290円	<u>85,490円</u>
		10答2 プラスα 表下※2 2～3行目	177,950円を88,980円に、 <u>81,290円</u> を <u>40,600円</u> に読み替える。	177,950円を88,980円に、 <u>85,490円</u> を <u>42,700円</u> に読み替える。
	357	20答9 3～4行目	(月額 <u>15,000円</u>)	(月額 <u>16,000円</u>)
		20答9	プラスαの表を 過去10年本試験問題集別紙 の内容に変更してください。	
		20答10 3～4行目	月額 <u>15,000円</u>	月額 <u>16,000円</u>

過去10年本試験問題集別紙 (労災P. 357)

区分	原則	通信制課程
労災就学援護費		
小学校、特別支援学校の小学部等	16,000円	——
中学校、特別支援学校の中学部等	21,000円	18,000円
高等学校、特別支援学校の高等部等	20,000円	17,000円
大学等	39,000円	30,000円
労災就労保育援護費		
幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園	9,000円	——

以上

ご案内 『2025年度版 よくわかる社労士 合格するための過去10年本試験問題集 1
 労基・安衛・労災』をお持ちのかたへ

TAC出版

日頃から弊社刊行の書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和6年度本試験択一式問題の労災保険法問6について、社会保険労務士試験オフィシャルサイトにおいて、誤った問題を択一すべきところ、本来正答とされるべき選択肢（C）以外にも選択肢（D）が誤った内容のものであったため、選択肢（C）及び（D）が正答となる旨の発表がありました。これに伴い、「2025年度版 よくわかる社労士 合格するための過去10年本試験問題集 1 労基・安衛・労災」における労災保険法問6 Dに関して、以下のように訂正をお願いいたします。

読者の皆様には大変お手数をおかけしますが、該当箇所の変更内容を反映したうえで、学習を進めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

【 過去10年本試験問題集 1 】				
科目	P	行等	訂正箇所（訂正前）	訂正内容（訂正後）
労災	371	23 答2	解答解説を以下の内容に変更してください。	
			<p>× 平成 3.2.1 基発 75 号。海外派遣者として特別加入している者の赴任途上及び帰任途上の災害については、所定の要件を満たす場合には、保険給付が行われるため、誤りである。</p> <p>具体的には、赴任途上における災害のうち次の①～④の要件をすべて満たす場合は、赴任途上における業務上の事由による災害（赴任途上災害）とされているが、海外派遣者として特別加入している者に係る赴任途上災害についても同様に取り扱うものとされている。</p> <p>① 新たに採用された労働者が、採用後以後の日において、その採用に伴う移転のため住居地から採用事業場等に赴く（新規赴任）途上又は転勤を命ぜられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居地等から赴任先事業場等に赴く（転勤）途上に発生した災害であること。</p> <p>② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって社会通念上合理的な経路及び方法による赴任であること。</p> <p>③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと。</p> <p>④ 当該赴任に対し赴任先事業主より旅費が支給される場合であること。</p>	

以 上